

修正案	現行	備考
<p data-bbox="421 392 707 643">石川県地域防災計画 一般災害対策編  (平成 23 年修正) (案)</p>	<p data-bbox="1384 392 1671 584">石川県地域防災計画 一般災害対策編  (平成 22 年修正)</p>	

修正案	現行	備考												
<p align="center">第1章 総則</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p align="center">第1章 総則</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 363 349 427">機関名</th> <th data-bbox="349 363 1016 427">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 427 349 778">北陸農政局</td> <td data-bbox="349 427 1016 778"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。</li> <li>・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。</li> <li>・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。</li> <li>・ 災害金融についての指導に関すること。</li> <li>・ 災害時における<u>応急用食料の調達・供給</u>に関すること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 778 349 1444">北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所) (金沢港湾・空港整備事務所)</td> <td data-bbox="349 778 1016 1444"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。</li> <li>・ 手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。</li> <li>・ 手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。</li> <li>・ 手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。</li> <li>・ 手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。</li> <li>・ 手取川直轄区域内の砂防工事に関すること。</li> <li>・ 松任、美川、根上、小松直轄区域内の海岸工事に関すること。</li> <li>・ <u>松任、美川、根上、小松直轄区域内の水防警報に関すること。</u></li> <li>・ 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。</li> <li>・ 港湾、空港等に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。</li> <li>・ 国が行う海洋汚染の防除に関すること。</li> <li>・ 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。</li> <li>・ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	北陸農政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。</li> <li>・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。</li> <li>・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。</li> <li>・ 災害金融についての指導に関すること。</li> <li>・ 災害時における<u>応急用食料の調達・供給</u>に関すること。</li> </ul>	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所) (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。</li> <li>・ 手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。</li> <li>・ 手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。</li> <li>・ 手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。</li> <li>・ 手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。</li> <li>・ 手取川直轄区域内の砂防工事に関すること。</li> <li>・ 松任、美川、根上、小松直轄区域内の海岸工事に関すること。</li> <li>・ <u>松任、美川、根上、小松直轄区域内の水防警報に関すること。</u></li> <li>・ 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。</li> <li>・ 港湾、空港等に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。</li> <li>・ 国が行う海洋汚染の防除に関すること。</li> <li>・ 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。</li> <li>・ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 363 1312 427">機関名</th> <th data-bbox="1312 363 1980 427">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 427 1312 778">北陸農政局</td> <td data-bbox="1312 427 1980 778"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。</li> <li>・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。</li> <li>・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。</li> <li>・ 災害金融についての指導に関すること。</li> <li>・ 災害時における<u>応急食糧の緊急引渡し</u>に関すること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 778 1312 1444">北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所) (金沢港湾・空港整備事務所)</td> <td data-bbox="1312 778 1980 1444"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。</li> <li>・ 手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。</li> <li>・ 手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。</li> <li>・ 手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。</li> <li>・ 手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。</li> <li>・ 手取川直轄区域内の砂防工事に関すること。</li> <li>・ 松任、美川、根上、小松直轄区域内の海岸工事に関すること。</li> <li>・ 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。</li> <li>・ 港湾、空港等に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。</li> <li>・ 国が行う海洋汚染の防除に関すること。</li> <li>・ 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。</li> <li>・ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	北陸農政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。</li> <li>・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。</li> <li>・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。</li> <li>・ 災害金融についての指導に関すること。</li> <li>・ 災害時における<u>応急食糧の緊急引渡し</u>に関すること。</li> </ul>	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所) (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。</li> <li>・ 手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。</li> <li>・ 手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。</li> <li>・ 手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。</li> <li>・ 手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。</li> <li>・ 手取川直轄区域内の砂防工事に関すること。</li> <li>・ 松任、美川、根上、小松直轄区域内の海岸工事に関すること。</li> <li>・ 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。</li> <li>・ 港湾、空港等に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。</li> <li>・ 国が行う海洋汚染の防除に関すること。</li> <li>・ 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。</li> <li>・ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。</li> </ul>	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱													
北陸農政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。</li> <li>・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。</li> <li>・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。</li> <li>・ 災害金融についての指導に関すること。</li> <li>・ 災害時における<u>応急用食料の調達・供給</u>に関すること。</li> </ul>													
北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所) (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。</li> <li>・ 手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。</li> <li>・ 手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。</li> <li>・ 手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。</li> <li>・ 手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。</li> <li>・ 手取川直轄区域内の砂防工事に関すること。</li> <li>・ 松任、美川、根上、小松直轄区域内の海岸工事に関すること。</li> <li>・ <u>松任、美川、根上、小松直轄区域内の水防警報に関すること。</u></li> <li>・ 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。</li> <li>・ 港湾、空港等に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。</li> <li>・ 国が行う海洋汚染の防除に関すること。</li> <li>・ 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。</li> <li>・ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。</li> </ul>													
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱													
北陸農政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。</li> <li>・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。</li> <li>・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。</li> <li>・ 災害金融についての指導に関すること。</li> <li>・ 災害時における<u>応急食糧の緊急引渡し</u>に関すること。</li> </ul>													
北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所) (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。</li> <li>・ 手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。</li> <li>・ 手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。</li> <li>・ 手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。</li> <li>・ 手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。</li> <li>・ 手取川直轄区域内の砂防工事に関すること。</li> <li>・ 松任、美川、根上、小松直轄区域内の海岸工事に関すること。</li> <li>・ 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。</li> <li>・ 港湾、空港等に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。</li> <li>・ 国が行う海洋汚染の防除に関すること。</li> <li>・ 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。</li> <li>・ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。</li> </ul>													

修正案	現行	備考
<p>第5節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>事業継続計画(BCP)の策定支援</u>  <u>県は、事業所等の事業継続計画(BCP)策定を支援するため、情報提供等に努める。</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>第7節～第8節 (略)</p> <p>第9節 水害予防</p> <p>1 基本方針</p> <p>水害を予防するため、治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川・海岸管理の強化及び水防体制の充実強化等に努める。  また、異常降雨又は高潮・高波に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって背後地に被害を及ぼすこととなるので石川県水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。</p> <p>2 水防計画に基づく危険区域の監視</p> <p>水防管理者は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川(手取川、梯川、前川、八丁川、鍋谷川、大聖寺川、新堀川、動橋川、犀川、安原川、伏見川、高橋川、大野川、浅野川、河北潟、金腐川、森下川、津幡川、宇ノ気川、羽咋川、子浦川、米町川、御祓川、二宮川、熊木川、八ヶ川、河原田川、町野川、小又川及び若山川)及び指定海岸(加越沿岸及び能登内浦沿岸)に水防警報が発せられたときは、石川県水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。  この団員の配置等危険区域の監視体制については、市町地域防災計画等にあらかじめ定めておく。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 水防資機材の点検配備</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第5節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第7節～第8節 (略)</p> <p>第9節 水害予防</p> <p>1 基本方針</p> <p>水害を予防するため、治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川管理の強化及び水防体制の充実強化等に努める。  また、異常降雨に伴う河川、ダム、ため池等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって背後地に被害を及ぼすこととなるので、石川県水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。</p> <p>2 水防計画に基づく危険区域の監視</p> <p>水防管理者は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、又は石川県水防計画に定める指定河川(手取川、梯川、前川、八丁川、鍋谷川、大聖寺川、新堀川、動橋川、犀川、安原川、伏見川、高橋川、大野川、浅野川、河北潟、金腐川、森下川、津幡川、宇ノ気川、羽咋川、子浦川、米町川、御祓川、二宮川、熊木川、八ヶ川、河原田川、町野川、小又川及び若山川)に水防警報が発せられたときは、石川県水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。  この団員の配置等危険区域の監視体制については、市町地域防災計画等にあらかじめ定めておく。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 水防資機材の点検配備</p> <p>(1) (略)</p>	

修正案	現行	備考										
<p>(2) 水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、異常降雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、堤防監視の結果や出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行う。</p> <p>また、水防管理者は、使用後直ちに不足分を補充する。</p> <p>7 水防作業人員の確保 水防管理者は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸について水防警報が発せられたときは、石川県水防計画に定めるところにより水防作業上必要な人員を確保する。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 避難準備措置の確立 (1) 避難準備措置 市町長は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等によって直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第10節～第25節 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p>第1節 初動体制の確立 1～8 (略)</p> <p>9 応援体制 (1) 知事の応援要請 ア 指定行政機関等に対する応援要請 (参 考) 指定行政機関等との応援に関する協定等は、次のとおりである。 ①～③ (略) ④ (削除)</p> <p>イ～ウ (略)</p>	<p>(2) 水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、異常降雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、又は石川県水防計画に定める指定河川に水防警報が発せられたときは、堤防監視の結果や出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行う。</p> <p>また、水防管理者は、使用後直ちに不足分を補充する。</p> <p>7 水防作業人員の確保 水防管理者は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇したとき、又は石川県水防計画に定める指定河川について水防警報が発せられたときは、石川県水防計画に定めるところにより水防作業上必要な人員を確保する。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 避難準備措置の確立 (1) 避難準備措置 市町長は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇したとき、又は石川県水防計画に定める指定河川に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等によって直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第10節～第25節 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p>第1節 初動体制の確立 1～8 (略)</p> <p>9 応援体制 (1) 知事の応援要請 ア 指定行政機関等に対する応援要請 (参 考) 指定行政機関等との応援に関する協定等は、次のとおりである。 ①～③ (略) ④ 緊急食糧の確保に関する協定 (「第22節 食料の供給」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1122 1273 1917 1390"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>北陸農政局</td> <td>H18. 8. 18</td> <td>076-241-3151</td> <td>076-244-2465</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	北陸農政局	H18. 8. 18	076-241-3151	076-244-2465	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	北陸農政局	H18. 8. 18	076-241-3151	076-244-2465								

修正案	現行	備考																																																
<p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請  知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定  (「第20節 避難誘導」参照)</p> <table border="1" data-bbox="147 419 1003 807"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (株) サークルKサンクス</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-6220-9108</td> <td>03-6220-9051</td> </tr> <tr> <td>(株) セブンイレブン・ジャパン</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-6238-3734</td> <td>03-6238-3491</td> </tr> <tr> <td>(株) デイリーヤマザキ</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>047-323-0001</td> <td>047-324-0083</td> </tr> <tr> <td>(株) ファミリーマート</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-3989-7765</td> <td>03-3981-1254</td> </tr> <tr> <td>(株) ホップラ</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>044-280-2800</td> <td>044-280-1936</td> </tr> <tr> <td>(株) ローソン</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-5435-1594</td> <td>03-5759-6944</td> </tr> <tr> <td>(株) 吉番屋</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>042-735-5331</td> <td>042-735-5565</td> </tr> <tr> <td>(株) モスポートサービス</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-5487-7344</td> <td>03-5487-7340</td> </tr> <tr> <td>(株) 吉野屋</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-4332-9712</td> <td>03-5269-5090</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク～サ (略)</p> <p>シ 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定  (「第26節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動」参照)</p> <table border="1" data-bbox="147 994 1003 1070"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (社) 石川県ビルメンテナンス協会</td> <td>H22. 7. 20</td> <td>076-214-6205</td> <td>076-214-6206</td> </tr> </tbody> </table> <p>ス～セ (略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第2節 (略)</p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (株) サークルKサンクス	H22. 9. 2	03-6220-9108	03-6220-9051	(株) セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491	(株) デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083	(株) ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254	(株) ホップラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936	(株) ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株) 吉番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565	(株) モスポートサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340	(株) 吉野屋	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (社) 石川県ビルメンテナンス協会	H22. 7. 20	076-214-6205	076-214-6206	<p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請  知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ク～コ (略)</p> <p>サ～シ (略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第2節 (略)</p>	
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																															
石川県 (株) サークルKサンクス	H22. 9. 2	03-6220-9108	03-6220-9051																																															
(株) セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491																																															
(株) デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083																																															
(株) ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254																																															
(株) ホップラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936																																															
(株) ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944																																															
(株) 吉番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565																																															
(株) モスポートサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340																																															
(株) 吉野屋	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090																																															
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																															
石川県 (社) 石川県ビルメンテナンス協会	H22. 7. 20	076-214-6205	076-214-6206																																															

修正案	現行	備考												
<p>第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 種類及び発表基準</p> <p>(1) 次の注意報、警報、情報は、金沢地方気象台が必要に応じて随時発表する。</p> <p>ア 注意報、警報等の種類及び発表の基準</p> <table border="1" data-bbox="152 373 999 813"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風雪 注意報</td> <td>雪を伴った強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s以上 (ただし、金沢地方気象台及び輪島特別地域気象観測所の観測値では15m/s以上) 海上で 15m/s以上 になると予想され、雪を伴う場合</td> </tr> <tr> <td>強風 注意報</td> <td>強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s以上 (ただし、金沢地方気象台及び輪島特別地域気象観測所の観測値では15m/s以上) 海上で 15m/s以上 になると予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 水防法に定める水防警報</p> <p>(1) 河川</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 海岸</p> <p>ア 国土交通大臣又は知事が指定した次の海岸については、それぞれ水防警報を行うものとし、海岸ごとにそれぞれ定められた河川国道事務所長又は河川課長が直接これを発表する。</p>	種類	発表基準	風雪 注意報	雪を伴った強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s以上 (ただし、金沢地方気象台及び輪島特別地域気象観測所の観測値では15m/s以上) 海上で 15m/s以上 になると予想され、雪を伴う場合	強風 注意報	強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s以上 (ただし、金沢地方気象台及び輪島特別地域気象観測所の観測値では15m/s以上) 海上で 15m/s以上 になると予想される場合	<p>第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 種類及び発表基準</p> <p>(1) 次の注意報、警報、情報は、金沢地方気象台が必要に応じて随時発表する。</p> <p>ア 注意報、警報等の種類及び発表の基準</p> <table border="1" data-bbox="1115 373 1962 813"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風雪 注意報</td> <td>雪を伴った強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s以上 (ただし、輪島測候所の観測値では15m/s以上) 海上で 15m/s以上 になると予想され、雪を伴う場合</td> </tr> <tr> <td>強風 注意報</td> <td>強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s以上 (ただし、輪島測候所の観測値では15m/s以上) 海上で 15m/s以上 になると予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 水防法に定める水防警報</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p>	種類	発表基準	風雪 注意報	雪を伴った強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s以上 (ただし、輪島測候所の観測値では15m/s以上) 海上で 15m/s以上 になると予想され、雪を伴う場合	強風 注意報	強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s以上 (ただし、輪島測候所の観測値では15m/s以上) 海上で 15m/s以上 になると予想される場合	
種類	発表基準													
風雪 注意報	雪を伴った強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s以上 (ただし、金沢地方気象台及び輪島特別地域気象観測所の観測値では15m/s以上) 海上で 15m/s以上 になると予想され、雪を伴う場合													
強風 注意報	強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s以上 (ただし、金沢地方気象台及び輪島特別地域気象観測所の観測値では15m/s以上) 海上で 15m/s以上 になると予想される場合													
種類	発表基準													
風雪 注意報	雪を伴った強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s以上 (ただし、輪島測候所の観測値では15m/s以上) 海上で 15m/s以上 になると予想され、雪を伴う場合													
強風 注意報	強風によって被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s以上 (ただし、輪島測候所の観測値では15m/s以上) 海上で 15m/s以上 になると予想される場合													

修正案	現行	備考																															
<p>(7) 国土交通大臣が水防警報を行う海岸及びその区域</p> <table border="1" data-bbox="147 244 871 616"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>区間</th> <th>発表者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加越沿岸 (石川海岸)</td> <td>加賀市美岬町尼ゴジ1番1地先 から 加賀市伊切町イ50番4地先 まで</td> <td rowspan="5">国土交通省 金沢河川国道 事務所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小松市浜佐美又151番1地先 から 小松市安宅町タ140番2地先 まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>能美市中町ム80番4地先 から 能美市吉原釜屋町カ5番2地先 まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>白山市美川永代町甲1番地先 から 白山市鹿島町ル200番地先 まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>白山市徳光2019番3地先 から 白山市八田戌部78番地1地先 まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 知事が水防警報を行う海岸及びその区域</p> <table border="1" data-bbox="147 675 871 1133"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>区間</th> <th>発表者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加越沿岸 (石川海岸)</td> <td>加賀市伊切町ニ82番1地先 から 小松市浜佐美又151番1地先 まで</td> <td rowspan="5">土木部 河川課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小松市安宅町タ140番2地先 から 小松市安宅町タ14番地先 まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小松市安宅町ル2番地先 から 能美市中町ム80番4地先 まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>能美市吉原釜屋町カ5番2地先 から 白山市美川南町乙66番1地先 まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>白山市鹿島町ル200番地先 から 白山市徳光2019番3地先 まで</td> </tr> <tr> <td>能登内浦 沿岸</td> <td>鳳珠郡能登町恋路9字1番2地先 から 七尾市鷺浦町イ部9番2地先 まで</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	海岸名	区間	発表者	加越沿岸 (石川海岸)	加賀市美岬町尼ゴジ1番1地先 から 加賀市伊切町イ50番4地先 まで	国土交通省 金沢河川国道 事務所長		小松市浜佐美又151番1地先 から 小松市安宅町タ140番2地先 まで		能美市中町ム80番4地先 から 能美市吉原釜屋町カ5番2地先 まで		白山市美川永代町甲1番地先 から 白山市鹿島町ル200番地先 まで		白山市徳光2019番3地先 から 白山市八田戌部78番地1地先 まで	海岸名	区間	発表者	加越沿岸 (石川海岸)	加賀市伊切町ニ82番1地先 から 小松市浜佐美又151番1地先 まで	土木部 河川課長		小松市安宅町タ140番2地先 から 小松市安宅町タ14番地先 まで		小松市安宅町ル2番地先 から 能美市中町ム80番4地先 まで		能美市吉原釜屋町カ5番2地先 から 白山市美川南町乙66番1地先 まで		白山市鹿島町ル200番地先 から 白山市徳光2019番3地先 まで	能登内浦 沿岸	鳳珠郡能登町恋路9字1番2地先 から 七尾市鷺浦町イ部9番2地先 まで			
海岸名	区間	発表者																															
加越沿岸 (石川海岸)	加賀市美岬町尼ゴジ1番1地先 から 加賀市伊切町イ50番4地先 まで	国土交通省 金沢河川国道 事務所長																															
	小松市浜佐美又151番1地先 から 小松市安宅町タ140番2地先 まで																																
	能美市中町ム80番4地先 から 能美市吉原釜屋町カ5番2地先 まで																																
	白山市美川永代町甲1番地先 から 白山市鹿島町ル200番地先 まで																																
	白山市徳光2019番3地先 から 白山市八田戌部78番地1地先 まで																																
海岸名	区間	発表者																															
加越沿岸 (石川海岸)	加賀市伊切町ニ82番1地先 から 小松市浜佐美又151番1地先 まで	土木部 河川課長																															
	小松市安宅町タ140番2地先 から 小松市安宅町タ14番地先 まで																																
	小松市安宅町ル2番地先 から 能美市中町ム80番4地先 まで																																
	能美市吉原釜屋町カ5番2地先 から 白山市美川南町乙66番1地先 まで																																
	白山市鹿島町ル200番地先 から 白山市徳光2019番3地先 まで																																
能登内浦 沿岸	鳳珠郡能登町恋路9字1番2地先 から 七尾市鷺浦町イ部9番2地先 まで																																

修正案		現行	備考
<p>イ 水防警報は、各海岸の高波の状況に応じて、水防活動の必要が予想され、又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、次のとおり必要な警報を発表する。</p> <p>段階</p> <p>待機・準備： 水防団の所要の人員が出動し、海岸巡視および水防資器材の整備点検を行う必要がある旨を通知するもの。</p> <p>出動： 水防団員または消防団員等が出動し、土のう積み、通行止め、避難誘導等の水防活動を行う旨を通知するもの。</p> <p>距離確保準備： 激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離確保の準備をしながら、避難誘導等の水防活動を行う旨を通知するもの。</p> <p>距離確保： 激しい越波の発生を警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導等の水防活動を行う旨を通知するもの。</p> <p>距離確保解除： 激しい越波のおそれが無くなった旨を通知し、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を通知するもの。</p> <p>解除： 水防活動の終了を通知するもの。</p> <p>ウ 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。</p>			
沿岸名	加越沿岸	能登内浦沿岸	
市町名	白山市・能美市・小松市・加賀市	能登町	穴水町・七尾市
	風波	うねり	高潮・風波 高潮
待機・準備	徳光観測所で10分間平均風速15m/s以上が観測され、かつ、有義波高が5.5mを越えた場合で、気象情報及びCCTV情報を勘案して発令が必要と判断されるとき	高潮注意報の発表のもと、田中観測所で、有義波高3.0m以上が観測された場合で、うねりと判定され、かつ、気象情報から波浪の発達が予測されるとき	高潮注意報の発表のもと、七尾港で潮位がT.P.+70cm以上を観測した場合で、かつ、気象情報から波浪や潮位の増大が予測されるとき
出動	徳光観測所で10分間平均風速20m/s以上が観測され、かつ、有義波高が6.0mを越えた場合で、気象情報及びCCTV情報を勘案して発令が必要と判断されるとき	酒田観測所と田中観測所の暫定予測式により田中観測所で、有義波高が4.5mを越えると予測され、かつ、気象情報、現地状況等を勘案して発表が必要と判断されるとき	高潮警報が発表された場合、または現地において越波の発生が確認されたとき
距離確保準備		酒田観測所と田中観測所の暫定予測式で田中観測所で、有義波高が4.5mを越えると予測される1時間前、または田中観測所の有義波高が4.0m以上を観測した場合で、かつ、現地において越波の発生が確認されたとき	
距離確保		田中観測所で、有義波高が4.5m以上を観測した場合、または気象情報、現地状況等により、越波またはその流水等で水防活動を実施するうえで危険な範囲が生じると判断されるとき	
距離確保解除		田中観測所で、観測有義波高が4.5mを下回り、かつ、気象情報、現地状況等を勘案して、水防活動を実施する上で激しい越波による危険が解消されたと判断されるとき	
解除	徳光観測所で10分間平均風速15m/sを下回り、かつ、有義波高が5.5mを下回った場合で、気象情報及びCCTV情報を勘案して、水防活動をする状況が解消したと認められるとき	田中観測所で、有義波高が3.0mを下回り、かつ、気象情報、現地状況等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき	七尾港で潮位がT.P.+70cmを下回り、かつ、気象状況、現地状況等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき

修正案	現行	備考
<p>5～6 (略)</p> <p>7 消防法に定める火災警報及び火災気象通報</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 金沢地方気象台が知事に通報する火災気象通報の基準は、次のとおりである。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 気象官署(金沢、輪島)における実効湿度が65%以下で、最小湿度45%以下になり最大風速が<u>1.1 m/s以上となる見込み</u>のとき。</p> <p>ウ 気象官署(金沢、輪島)における平均風速が<u>1.3 m/s以上</u>で1時間以上連続して吹く見込みのとき。 ただし、降雨、降雪を伴うときは、通報しないこともある。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 災害予警報別の伝達</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>5～6 (略)</p> <p>7 消防法に定める火災警報及び火災気象通報</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 金沢地方気象台が知事に通報する火災気象通報の基準は、次のとおりである。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 気象官署(金沢、輪島)における実効湿度が65%以下で、最小湿度45%以下になり最大風速<u>7 m/s(金沢、輪島では1.0 m/s)を超える見込み</u>のとき。</p> <p>ウ <u>平均風速1.0 m/s(金沢、輪島では1.3 m/s)以上の風</u>が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 ただし、降雨、降雪を伴うときは、通報しないこともある。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 災害予警報別の伝達</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p><b>加越沿岸水防警報伝達系統図</b></p> <pre> graph TD     MHLW["国土交通省 北陸地方整備局 河川管理課"]     NKB["国土交通省 金沢河川国道事務所 海岸課"]     PRB["石川県土木部河川課"]     MS["金沢地方気象台"]     NKB_S["国土交通省 金沢河川国道事務所 松任海岸出張所"]     NHK["中日本高速道路(株)金沢支社 金沢保全・サービスセンター"]     ICD["石川県危機管理監室危機対策課"]     P["警察本部警備課"]     IAW["石川県農林水産部水産課"]     ICF["石川県農林水産部森林管理課"]     ICS["石川県石川農林総合事務所"]     ICN["石川県南加賀農林総合事務所"]     IS["石川県石川土木総合事務所"]     ISN["石川県南加賀土木総合事務所"]     ISD["石川県大聖寺土木総合事務所"]     BS["白山市防災安全課"]     OS["小松市道路河川課"]     NM["能美市土木課"]     KA["加賀市土木課"]      MHLW --&gt; NKB     NKB --&gt; MS     NKB --&gt; NKB_S     NKB --&gt; NHK     NKB --&gt; PRB     PRB --&gt; ICD     PRB --&gt; P     PRB --&gt; IAW     PRB --&gt; ICF     ICF --&gt; ICS     ICF --&gt; ICN     PRB --&gt; IS     PRB --&gt; ISN     PRB --&gt; ISD     IS --&gt; BS     ISN --&gt; OS     ISN --&gt; NM     ISD --&gt; KA     </pre> <p>水防警報 国土交通省・石川県 共同発表</p>		

修正案	現行	備考
<p><b>能登内浦沿岸水防警報伝達系統図</b></p> <p>4～10 (略)</p> <p>第6節～第13節 (略)</p> <p>第14節 水防活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 監視、警戒活動</p> <p>異常降雨等によって河川の水位が上昇し、指定河川に水防警報が発令されたとき、若しくは高潮・高波により指定海岸に水防警報が発令されたとき、又はこれに起因する災害が発生したときは、河川、海岸堤防等の破損によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「石川県水防計画」の定めにより行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>第15節～第19節 (略)</p>	<p>4～10 (略)</p> <p>第6節～第13節 (略)</p> <p>第14節 水防活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 監視、警戒活動</p> <p>異常降雨等によって河川の水位が上昇し、指定河川に水防警報が発令されたとき、又はこれに起因する災害が発生したときは、河川、海岸堤防等の破損によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「石川県水防計画」の定めにより行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>第15節～第19節 (略)</p>	

修正案	現行	備考																																								
<p>第20節 避難誘導 1～9 (略)</p> <p>10 帰宅困難者対策 県及び市町は、大規模災害時により交通が途絶したときに、通勤、通学者や観光客の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請する。 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="147 419 1003 807"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (株) サークルKサンクス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6220-9108</td> <td>03-6220-9051</td> </tr> <tr> <td>(株) セブンイレブン・ジャパン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6238-3734</td> <td>03-6238-3491</td> </tr> <tr> <td>(株) デイリーヤマザキ</td> <td>H22.9.2</td> <td>047-323-0001</td> <td>047-324-0083</td> </tr> <tr> <td>(株) ファミリーマート</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-3989-7765</td> <td>03-3981-1254</td> </tr> <tr> <td>(株) ホップ</td> <td>H22.9.2</td> <td>044-280-2800</td> <td>044-280-1936</td> </tr> <tr> <td>(株) ローソン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5435-1594</td> <td>03-5759-6944</td> </tr> <tr> <td>(株) 吉番屋</td> <td>H22.9.2</td> <td>042-735-5331</td> <td>042-735-5565</td> </tr> <tr> <td>(株) モスポートサービス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5487-7344</td> <td>03-5487-7340</td> </tr> <tr> <td>(株) 吉野屋</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-4332-9712</td> <td>03-5269-5090</td> </tr> </tbody> </table> <p>第21節 (略)</p> <p>第22節 食料の供給 1～2 (略)</p> <p>3 応急用米穀の確保 (1) 米穀の調達要請 県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省に調達要請を行う。</p> <p>(2) 米穀販売事業者へ手持ち精米の売却要請 農林水産省は、県及び市町から米穀の調達要請を受けたときは、米穀販売事業者に対して手持ち精米の県及び市町への売却を要請するほか、知事と協議の上、必要に応じて政府所有米穀を直接県及び市町に供給する。</p> <p>(3) (削除)</p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (株) サークルKサンクス	H22.9.2	03-6220-9108	03-6220-9051	(株) セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3734	03-6238-3491	(株) デイリーヤマザキ	H22.9.2	047-323-0001	047-324-0083	(株) ファミリーマート	H22.9.2	03-3989-7765	03-3981-1254	(株) ホップ	H22.9.2	044-280-2800	044-280-1936	(株) ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株) 吉番屋	H22.9.2	042-735-5331	042-735-5565	(株) モスポートサービス	H22.9.2	03-5487-7344	03-5487-7340	(株) 吉野屋	H22.9.2	03-4332-9712	03-5269-5090	<p>第20節 避難誘導 1～9 (略)</p> <p>第21節 (略)</p> <p>第22節 食料の供給 1～2 (略)</p> <p>3 応急用米穀等の確保 (1) 米穀の数量等の通知 知事は、災害時において炊出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量等を北陸農政局長に通知する。</p> <p>(2) 米穀販売事業者の精米手持の売渡し要請 北陸農政局長は、(1)の通知を受けたときは、米穀販売事業者の精米手持状況等をしんしゃくし、米穀販売事業者に対して知事又は知事の指定する者に対する売渡しを要請するほか、知事と協議の上、必要に応じて政府米を直接知事又は知事の指定する者に売り渡す。</p> <p>(3) 災害救助用米穀の直接引渡し要請 市町長は、災害救助法又は国民保護法が適用され、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けることができない場合には、災害救助法又は国民保護法適用期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、北陸農政局長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して、直接引渡しを要請する。</p>	
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																							
石川県 (株) サークルKサンクス	H22.9.2	03-6220-9108	03-6220-9051																																							
(株) セブンイレブン・ジャパン	H22.9.2	03-6238-3734	03-6238-3491																																							
(株) デイリーヤマザキ	H22.9.2	047-323-0001	047-324-0083																																							
(株) ファミリーマート	H22.9.2	03-3989-7765	03-3981-1254																																							
(株) ホップ	H22.9.2	044-280-2800	044-280-1936																																							
(株) ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944																																							
(株) 吉番屋	H22.9.2	042-735-5331	042-735-5565																																							
(株) モスポートサービス	H22.9.2	03-5487-7344	03-5487-7340																																							
(株) 吉野屋	H22.9.2	03-4332-9712	03-5269-5090																																							

修正案	現行	備考																								
<p>(4) (削除)</p> <p>(5) (削除)</p> <p>災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="152 448 1005 528"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課</td> <td>03-6744-2076</td> <td>03-6744-1076</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～6 (略)</p> <p>第23節～第25節 (略)</p> <p>第26節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 県は、市町長から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共建築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により協力を要請する。</p> <p>地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="145 954 1005 1034"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (社)石川県ビルメンテナンス協会</td> <td>H22. 7. 20</td> <td>076-214-6205</td> <td>076-214-6206</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～7 (略)</p> <p>第27節～第35節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 (略)</p>	連絡先	TEL	FAX	農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課	03-6744-2076	03-6744-1076	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (社)石川県ビルメンテナンス協会	H22. 7. 20	076-214-6205	076-214-6206	<p>(4) 緊急引渡し</p> <p>(3)により、緊急引渡しの要請を受けた保管業者は、別途農林水産省総合食料局長の定める「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領（平成18年6月15日付け18総食第294号）」に基づき、引渡しを行う。</p> <p>(5) 非常用乾パンの要請</p> <p>知事は、非常用乾パン必要と認めるときは、北陸農政局長へ要請する。</p> <p>緊急食糧の確保に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1111 448 1966 528"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>北陸農政局</td> <td>H18. 8. 18</td> <td>076-241-3151</td> <td>076-244-2465</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～6 (略)</p> <p>第23節～第25節 (略)</p> <p>第26節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第27節～第35節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	北陸農政局	H18. 8. 18	076-241-3151	076-244-2465	
連絡先	TEL	FAX																								
農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課	03-6744-2076	03-6744-1076																								
協定者	協定締結日	TEL	FAX																							
石川県 (社)石川県ビルメンテナンス協会	H22. 7. 20	076-214-6205	076-214-6206																							
協定者		協定締結日	TEL	FAX																						
石川県	北陸農政局	H18. 8. 18	076-241-3151	076-244-2465																						